2 計画の推進に関する主要事業

(1) 愛知県悪性新生物患者登録事業(がん登録事業)

県民の死亡原因の第1位であるがんの罹患率と死亡率を減少させることを目的 として平成20年3月に策定した「愛知県がん対策推進計画」に基づき、次のとお り取り組みを推進する。

ア 目的 近年における悪性新生物による死亡の増加に鑑み、悪性新生物患者 の実態を把握するために調査を実施し、がん対策の推進に寄与する。

イ 届出対象 県内医療機関

ウ 届出状況

年 次	19 年	20年	21 年	22 年	23 年	24 年
届出件数	25,474	32,950	34,998	36,151	50,013	52,187

エ 罹患数及び届出精度

医療機関から提出された届出票のデータに、死亡票のうち死因が悪性新生物のもので届出されていないものを加えて、その年の悪性新生物の罹患数を算出する。

《罹患数及び届出精度の状況》

年次	罹 患 数	登 録 数	死亡票のみの数	DCN(%)
十八	A(B+C)	В	С	C/A
20 年	34,815 26,982		7,833	22.5

オ 情報の還元

集計結果を冊子「愛知県のがん登録」にまとめ、届出医療機関、保健所等関係機関に配布するとともに、インターネットによる情報提供を行っている。

(2) がん対策部会の開催

愛知県健康づくり推進協議会の下に設置するがん対策部会及びがん対策部会の 下に設置する各がん検診精度管理委員会を開催する。

また、がん診療連携拠点病院推薦基準等専門検討会議を開催する。

ア がん対策部会(年1回)

がん登録事業の評価・分析及び今後のがん対策等について検討する。

イ 精度管理委員会(胃、子宮、乳、肺、大腸 延8回) 市町村が行う各がん検診の精度管理を行う。

(3) がん検診従事者講習会の開催

ア **目的** 各種のがん検診に従事する者の資質向上を図ることを目的とした講習 会を(財) 愛知県健康づくり振興事業団に委託して開催する。

イ 講習会(各1回開催)

- 大腸がん検診従事者講習会
- 胃がん検診エックス線撮影従事者講習会
- ・乳がん検診従事者講習会
- 細胞診従事者講習会

(4) がん診療連携拠点病院関係事務

ア **目的** 地域におけるがん医療水準及び生存率の向上と、地域診療連携の機能 強化を図る必要があるため、がん診療連携拠点病院の整備を進める。

イ がん診療連携拠点病院指定状況

27010万年5月20元代刊1月11日人1000				
医療圏	医療機関名			
県全体	愛知県がんセンター中央病院			
	(独)国立病院機構名古屋医療センター			
	名古屋大学医学部附属病院			
 名古屋	社会保険中京病院			
石 白 座 	名古屋市立大学病院			
	名古屋第一赤十字病院			
	名古屋第二赤十字病院			
海部	厚生連海南病院			
日正古如	公立陶生病院			
尾張東部	藤田保健衛生大学病院			
尾張西部	一宮市立市民病院			
尾張北部	小牧市民病院			
西三河北部	厚生連豊田厚生病院			
西三河南部西	厚生連安城更生病院			
東三河南部	豊橋市民病病院			
計	15 病院(県1病院、地域 14 病院)			

ウ 愛知県がん診療拠点病院

厚生労働大臣の指定する「がん診療連携拠点病院」として推薦に至らなかった病院について、新たに愛知県独自の「がん診療拠点病院」として指定し、地域のがん医療の中核として本県のがん医療の充実強化を図る。

(平成22年5月1日 指定要領制定)

医療圏	医療機関名		
	名古屋掖済会病院		
名古屋	名古屋記念病院		
	(独) 労働者健康福祉機構 中部労災病院		
尾張東部	愛知医科大学病院		
尾張北部	春日井市民病院		
知多半島	半田市立半田病院		
西三河北部	トヨタ記念病院		
西三河南部西	刈谷豊田総合病院		
計	8病院		

(5) 小児がん患児復学支援検討事業

小児がん患児の復学支援のため、小中学校養護教諭等に対して研修会を行う。

(6) がん検診普及啓発事業

がん検診の普及啓発を行うため、受診啓発のポスター及びリーフレットを作成し、市町村等の関係団体に送付するなどして、がん検診の受診向上等を図る。

(7) 陽子線治療普及協力事業

県内唯一の粒子線治療施設である名古屋市の陽子線がん治療施設を県民が治療の選択肢として選択できるよう普及啓発を行う。

(8) 女性に特有のがん対策推進事業

がん医療において女性が検診、治療を受けやすくするために、効果的な環境整備を推進するための会議を開催する。また、がんの予防に関する正しい知識普及を行うためのフォーラムを開催する。

ア 女性特有のがん対策推進会議

女性に特有の課題について分析し、効果的な環境整備を推進するための会議を開催する。

イ 女性特有のがん検診推進フォーラム

- ・対 象 者:女子学生、子育て世代等の一般県民
- ・開催地区:尾張、三河地区の各1回

(9) 働く世代のがん検診受診促進事業

働く世代のがん検診受診を促進するとともに、がんに罹患した場合にも安心して勤務継続するための方策について検討を行う会議を開催する。また、「がん検診、愛する家族への贈りもの」と称し、シンポジウムを開催する。

ア 就労継続支援検討会議

民間企業における従事者のがん検診受診率向上やがんに罹ったとき働きながら治療を続けられる環境整備について情報交換・意見交換を行う。

イ 「がん検診、愛する家族への贈りもの」シンポジウム

- ・対象者:働く世代の一般県民、企業の福利厚生担当者及び労務担当者
- ・開催地区: 尾張、三河地区の各1回

(10) がん患者・家族に対する相談支援事業

ア 目的

がん患者の方々の悩みに対して、同じ目線で話を聞くことのできる、がん 治療関係者等による相談支援事業をNPO等に委託して行う。

イ 内容

·開催場所:尾張·三河地区

3 愛知県がん対策推進条例

(1) 条例制定の経緯

自民党愛知県議員団が、党内での検討を経て平成24年6月に県議会へ条例要綱案の提出とともに条例策定の手続きを進めるよう申出を行った。これを受けて、県議会では政策条例策定検討会を設置して平成24年7月から9月に政策条例の策定について検討し、各会派の合意が得られたことから、平成24年9月議会に全会一致で条例案を提案し、可決成立した。

同条例は、平成24年10月16日に公布・施行された。

(2) 条例の構成

(2) 未例以稱以		
前 文		
目的	第 1 条	目的
各主体の責務・役割	第 2 条	県の責務
	第3条	市町村の役割
	第 4 条	保健医療関係者の役割
	第 5 条	県民の役割
	第 6 条	事業者の役割
施策	第7条	がんの予防の推進
	第 8 条	がん検診によるがんの早期発見の推進
	第 9 条	がん医療の充実
	第10条	女性に特有のがんに係るがん対策の充実
	第11条	小児がんに係るがん対策の充実
	第12条	緩和ケアの充実
	第13条	在宅医療の推進
	第14条	がん患者等への支援
	第 15 条	がん登録の推進等
	第16条	がん医療に関する情報の提供等
	第17条	児童及び生徒に対するがん教育の推進
	第18条	研究の推進
	第19条	県民運動の推進
がん対策推進計画	第 20 条	がん対策推進計画
財政措置	第 21 条	財政上の措置
附則	• 施行	日
	一定	期間経過後の条例の見直し